

○教育社会連携推進室規程

〔平成22年5月12日〕
法人規程第32号

改正 平成23年法人規程第27号

平成23年法人規程第54号

平成24年法人規程第41号

平成26年法人規程第 4号

教育社会連携推進室規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項及び筑波大学公開講座規則（平成17年法人規則第35号）第3条第1項に規定する特別な組織として設置する教育社会連携推進室に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 教育社会連携推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公開講座の企画立案及びその実施の総括に関すること。
- (2) 高等学校教育と大学教育との接続の改善を図る高大連携についての企画立案及びその実施の総括に関すること。
- (3) 教育に係る社会連携の実施に当たっての国立大学法人筑波大学を退職した大学教員の活用に関すること。
- (4) その他教育に係る社会連携に関すること。

(組織)

第3条 教育社会連携推進室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 教育に係る社会連携を担当する者として学長が指名する者 1人
- (2) 系長が推薦する大学教員 各1人
- (3) 附属学校教育局教育長が推薦する大学教員 1人
- (4) 教育推進部社会連携課長
- (5) その他学長が指名する者 若干人

(室長等)

第4条 教育社会連携推進室に室長を置き、前条第1号の室員をもって充てる。

- 2 教育社会連携推進室に副室長を置き、室長が室員のうちから指名する。
- 3 室長は、教育社会連携推進室の業務を総括する。

4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

(室員の任期等)

第5条 第3条第1号から第3号まで及び第5号の室員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 室員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の室員は、再任されることができる。

(意見の聴取)

第6条 教育社会連携推進室は、必要があると認めた場合は、室員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 教育社会連携推進室に、専門的な事項を調査検討させるため、専門部会を置くことができる。

(事務)

第8条 教育社会連携推進室の事務は、教育推進部社会連携課において処理する。

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、教育社会連携推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この法人規程は、平成22年5月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 高大連携委員会の設置について(平成18年5月26日学長裁定)は、廃止する。

附 則(平23.3.24法人規程27号)

この法人規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平23.9.29法人規程54号)

1 この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

2 この法人規程施行の際現に在職する室員については、改正後の筑波大学教育社会連携推進室規程第3条の規定により指名又は推薦されたものとみなす。

附 則(平24.3.29法人規程41号)

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平 2 6 . 1 . 3 0 法 人 規 程 4 号）
この法人規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。